

21世紀日本のかたちシリーズ<sup>36</sup>憲法・学校教育法は職業教育を  
どのように定めているか

反町勝夫

株式会社 東京リーガルマインド 代表取締役

text by Sorimachi Katsuo



## はじめに

義務教育・高等教育につき、国・自治体の予算が投入されているのは、最終的には社会に出て「国家・社会の有為な形成者」となることを、法律も社会も要求しているからである。特に国家緊急時においては、軍事と教育とが、二大戦略となる。「教育は国家百年の大計」と言われるのは、このような局面を想定してのことである。

今、わが国は再び、軍事と教育が焦眉の緊急課題となった。ともに国家の課題に応える実践力・実効力が問われている。教育では、産業構造の転換・知的産業育成路線に沿った職業教育・実務教育が急務である。これにつき、経済学上は人的資本論が論拠付けをしている<sup>1</sup>が、法制度上は、どのように配慮されているかを概観し、問題提起をしたい。

1 憲法第23条・第26条と  
学校教育法との関係

憲法第23条は「学問の自由は、これを保障する」と定める。憲法が定める学問の自由とは、学問研究の自由、学問研究結果の発表の自由をいい、大学には、さらに大学における教授の自由、大学の自治を認める。また、初等中等教育機関の教師の教育の自由は、一定の範囲で、に含まれるとするのが一般である<sup>2</sup>。憲法は、国民がこれらの学問を行う際、これを国家権

力で妨害・侵害してはいけない、つまり国家からの自由を定めている。

また、憲法第26条第1項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定め、同条第2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定めている。この第26条は、自由権的側面と社会権的側面を併せ有する。すなわち、子どもの学習権(子どもがその能力に応じて学習し、人間的に発達・成長していく固有の権利をいい、子どもはこの学習権を充足するための教育を、国・教師・親に対し要求する権利を有する)を中核に置き、さらに、この子どもの学習権(自由権的側面)を実現するために、親・教師が国家に対し教育の自由を有することを前提に、国民が国家に対し合理的な教育制度と施設を整備することを要求する権利(社会権的側面)である<sup>3</sup>。

学校教育法以下の法令を解釈する場合、義務教育(高等学校は主としてこちら)については、特に第26条を、大学については第23条を念頭に置き、考察することになる。その際、国民(法人・NPOも含む)の学問の自由・教育の自由を侵害しないよう最大の注意が要求される。具体的には、法令に記載のない事柄や、不明確(多義的)な条文がある場合、学問の自由・教育の自由を保障するため、できる限り有利(合憲解釈)になるように適用しなければならない<sup>4</sup>。

さらに、国・自治体は、この自由を確保するため、制度改革・規制廃止・予算措置により、条件整備・施設の充実などの外形的側面について積極的に関与することが憲法の趣旨である。憲法第89条は、公の支配に属しない教育の事業に対し、公の財産を支出またはその利用に供することを禁止しているが、これは教育権の社会権的側面を否定しているのではない<sup>5</sup>。

2 学校教育法の職業に関する条文  
(小学校から高等専門学校まで)

職業教育についてどのように定めているのかを小学校から逐次検討する。

(1)小学校の教育目標について、学校教育法第18条は、自主及び自律の精神を養うこと、郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導くこと、日常生活に必要な衣・食・住・産業等について基礎的な理解と技能を養うこと、を定める(その他、読み・書き・計算の能力、科学・芸術の理解など定める)。これを見ると、基礎学力の徹底がしっかりと規定してあることに驚く。既に小学校の段階で、職業教育を重視すべき趣旨は十分に読み取れる。

(2)中学校の教育目標について学校教育法第36条は、まず小学校の教育目標をなお十分に達成して、国家・社会の形成者として必要な資質を養うこと、社会に必

要な職業についての基礎的な知識と技能を養うこと、勤労を重んずる態度を養うこと、個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと、などを定める。ここでも職業教育・実務教育は明確に規定されている。現在の学校崩壊・学力低下の現象は<sup>6</sup>、法の欠陥ではなく、教育担当者が法に従った運営をしていないためと言えよう。

(3) 高等学校の教育目標について、学校教育法第42条は、まず中学校における教育の成果をさらに発展させて、国家・社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養うこと、個性の確立に努めること、などを定める。ここでも職業教育・実務教育に対し十分な配慮がなされている。

ここで特に重要なのは、「国家・社会の有為な形成者」の意味である。わが国は、権力分立・民主権・議会制民主政の原則に立脚している。「国のため、社会のため」に、どの議員を自分の代表者として議会に送るべきかを判断する能力を養うこと、これこそ何よりも重要な資質である。すべての国民は、国の主権者・有権者として、「自らの政治的意見を正確に国会に反映できるように」選挙権を行使しなければならない。したがって、「国家・社会の有為な形成者」が否かは、選挙権の行使如何により決まると考える。教育の成果には歩留まりがある。しかしこの「国家・社会の有為な形成者」を育てるための教育は、パーフェクトでなくてはならない。日本の命運が懸かっているからだ。

しかし、この教育は故意に忌避されているとしか思えないほど手薄である。教育基本法は、政治活動・宗教活動の禁止とともに、「特定の政党のための政治活動」、「特定の宗教のための宗教活動」を禁止しているに過ぎない(同法第8・9条)。政党・宗教を科学的・没価値的に教えることは、そもそも教育であり、何ら基本法の禁止しているところで

はない。どこの国でもやっている授業なのだ。

(4) 高等専門学校(以下、高専という)の目的について、学校教育法第70条の2は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を定める。高専は産業界の実践的技術者の養成への強い要望に応えるため、昭和37年度に創立され(5年の修業。準学士)、平成3年度にこれに専攻科(2年の修業。学士)が上乘せされた。現在高専は、高校・大学一貫の教育機関(7年制工科大学)として、ほぼ100%の就職・進学業績を挙げている。それはカリキュラム・理数の基礎科目の重視、実務能力ある教員の採用、研究より教育に特化した指導方針等により、高校・大学にはない特長を有しているからである。今、その教育システム・教育成果が注目されている<sup>7</sup>。

### 3. 大学について定める 学校教育法第5章

大学には、4年制学部、2年ないし3年制の短期大学、そして大学院がある。大学院には修士課程と博士課程があるが、平成11年に専門大学院が新設され、平成15年からは専門職大学院が新設された。法科大学院はこれに属する。以下、職業教育・実務教育の観点から解説する。

(1) 大学の学部の目的について、学校教育法第52条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定する。まず「学術・学芸」の意味は学問の定義と同じか、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」の意味、「知的、道徳的及び応用的能力の展開」の意味、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」と「知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」との関係如何、について解説する必要がある。

「学術・学芸」の意味は、学問の定義と同じか。学術・学芸の意味について、学校教育法以下の法令に定義はない。広辞苑その他で、学術とは「i) 学問と芸術、ii) 学問にその応用を含めていう語、iii) 学問上の技術、技術としての学問」と定義され、学芸とは「学問と芸術」と定義されている。この定義から見ると憲法の「学問」と同義と見てよいであろう。

「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」とは、いかなる意味か。教授はまず、学生に対して教育する義務がある旨を定めるが、その対象は知識の教育と専門的な学芸の教育とである。知識の教育が教育の中身になっていることに注意する必要がある。次に、専門の学芸の研究である。ややもすれば、教授は学芸の研究のみに偏りすぎるが、法は、教育の重要性を明白に規定している。

「知的、道徳的及び応用的能力の展開」とは、いかなる意味か。知的能力・道徳的能力・応用的能力とは、学生が教授から学び自ら研究したことを、さらに発展させ、社会に役立たせるに際し、その多面性を述べているのであろう。単に知識理論のみではなく、人格的倫理的にも、また、実務的にも役立つようにせよというのであろう。空論ではなく、学芸の応用能力を明記している。

「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究」と、「知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」との関係如何であるが、前段が手段で、後段が目的と解するのが正当であろう(正確には「もって」を入れるべきであろう)。両者が並行的に「目的とする」にかかると見ない(両者の間に、「共に」とか「並びに」などが挿入されていないからである)。そうすると、第52条の趣旨は、「大学の目的は、要するに学生が大学で学んだところのものを社会に出た後、実社会に役立たせることができる知的・道徳的・応用能力を体得させる」ということである。逆に言えば、学生が大学を卒業したが、就職できず、また就職しても即戦力が

ないようではだめだ、と規定しているのだ。現在、大学生の就職難が大きな問題となっている。しかし、従来学生は就職した後、社内研修などで企業ごとに就業能力を蓄積していたのであって、デフレ・リストラの経済状況の下、企業に社内研修の余力がなくなったことが契機となっているに過ぎない。もともと日本の大学では、この第52条の目的が定めるような、教育実践の重視と実社会に役立つ応用能力を鍛えることを主眼としていないのである。

(2) 学校教育法第69条の2は、短大の目的について「職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」を定める。メインが職業・実務の教育であることは明白である。なお、平成14年5月現在、大学数は686校・在学者数約250万人、短大は541校・在学者数約27万人である。

(3) 大学院の目的については、学校教育法第65条第1項で「学術の理論及び応用を教授研究すること」、「その深奥を究めること」、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うこと」、「文化の進展に寄与すること」などを定める。しかし、研究者養成に偏りすぎて実務教育がないなどの問題点が浮上し、時代の要請に応える必要性などから、より高度で専門的な職業能力を有する人材の養成が求められるようになった。そこで、平成11年9月大学院設置基準の改正により、専門大学院(修士課程)が制度化されたが、これでも十分ではなかったことから、この専門大学院を発展的に解消し、平成15年4月に、新たに「専門職大学院」を創設した。

(4) 専門職大学院の目的については、学校教育法第65条第2項で、「学術の理論及び応用を教授研究すること」、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うこと」などを定める。このねらいは、世界的レベルに比較して

劣らない高度専門職業人の養成に特化していること(アメリカのMBA・ロースクール・メディカルスクールがモデル)、現場レベルに即したケーススタディ・演習・インターシップ等の実務教育を重視すること、である。これは、わが国が大学院レベルで職業教育・実務教育を本格的に導入したことの表れである。現在、8大学10の専門職大学院が開校している。平成16年4月開校の法科大学院は、この専門職大学院である。

#### 4. 民間主導の高度専門職養成は、国際競争に勝つ必須条件

産業構造転換・規制改革後の日本が豊かな国力を維持するためには、社会経済の高度化・複雑化・グローバル化をリードする先端技術・高度な専門職業能力のある人材を養成することが急務である。ようやく大学改革が動き出し、専門職大学院が一斉に開設されてきたことは大変望ましいことだ(法科大学院も平成16年4月から稼動)。教育は投資か、消費か、議論がある。しかし、一方において失業者が溢れ、若年者の雇用が深刻化し、旧来の産業が衰退し、他方において国・自治体の税収が年々減少し、財源が借金に頼らざるを得ない今日、教育による日本再生を図ることが唯一の突破戦略であり、国民全体のコンセンサスであろう。資源は有限であっても、知力は無限である。日本再生に必要な人材を「新たな教育工場」で生産すれば、生産性が高く国際競争力のあるマンパワーは無限に存在するようになる。国民のさまざまなレベルでの知識・技能・専門性などに応える養成機関・生涯学習機関を創設することが必要だ。まさに21世紀は、頭脳の創造物・知識が富を生む時代である。

では、このような「新たな教育工場」はどのように設計するか。

これまで見てきたように、現在の学校教育システムは、時代の要請に応えきれていない。古来から、教育は国家百年の大計と

言われてきた。明治維新以後のわが国の驚異的な発展が、江戸時代からの藩校・郷校・寺子屋などにおける教育に負うことは、周知の事実である<sup>1</sup>。明治以降の近代化のための新政府の学校計画は、これら江戸時代の各種教育機関を引き継いだものであり、その後の発展の基礎は、ここにあった。再び維新以上の改革の時代に突入し、先進国、特にアメリカの実務教育に特化した高度専門職の人材養成機関に匹敵する教育機関の開発が、緊急課題となっている。民間が必要とする高度な専門性を具備した技能・実務能力を養成するために、民間主導で、産学官が共同することも必要だ。また、職業・実務教育は大学になって初めて行うのではなく、小学校から始めなければならない。そのための法は既に以前から備わっている。不足しているのは、民間が自らこのチャンスを活かすべく、積極的に行動を起こす、その実行力である。教育については、誰でも第三者的な評論はできる。しかし今は、その時ではない。

1 八代尚宏編『市場重視の教育改革』(編著/日本経済新聞社・1999)、小堀隆士『教育の経済分析』(日本経済新聞社・2002)

2 野中俊彦他『憲法(新版)』(有斐閣・1997)303頁以下

3 野中俊彦他『憲法(新版)』(有斐閣・1997)458頁以下  
LEC東京リーガルマインド編著『C-Book憲法』568頁以下(教育の自由)

4 佐藤幸治『憲法』(青林書院・1995)361頁(第3節憲法判断の方法とその効果)、LEC東京リーガルマインド編著『C-Book憲法』360頁以下(憲法訴訟)

5 樋口陽一他『注釈日本国憲法・下巻』(青林書院・1984)1350頁以下(第89条の解説部分)、LEC東京リーガルマインド編著『C-Book憲法』219頁以下(公金支出の禁止)

6 西村和雄編『教育が危ない11 学力低下が国を滅ぼす』『教育が危ない13 「本当の生きる力」を与える教育とは』(日本経済新聞社・2001)

7 西村和雄編『教育が危ない12 ゆとりを奪った「ゆとり教育」』(日本経済新聞社・2001)

8 海原徹『学校 日本史小百科』(近藤出版社・1996)によれば、江戸時代の初等教育機関たる寺子屋が全国各地に開設された総数は、1万5,000余。特に安政(1854~)から慶応(~1868)の14年間は、4,293校の開設があり、都会では300人を超す大規模な寺子屋もあったといふ(現在の小学校数は2万4,106 平成12年現在)である。明治以降の学校は、富国強兵の国策のために政府の強固な管理が強制された(後進国日本の宿命であった)。これが現在まで残っている。しかし、本来教育とは私事であり、民間に任せれば、健全かつニーズに即した教育が発展することは、日本の歴史が示している。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

[h-bunka@lec-jp.com](mailto:h-bunka@lec-jp.com)